

令和3年

第 2 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和3年2月8日(月) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 13名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	新田 豊
委員	1番	野中 京子
委員		番
委員	3番	佐々木 俊一
委員	4番	沼邊 義雄
委員	5番	神谷 陽一
委員	6番	中澤 隆浩
委員	7番	上野 敏昭
委員	8番	老久保まゆみ
委員	9番	照井 秀美
委員	10番	山下 正一
委員	11番	戸花 進
委員	12番	一ノ渡 重義

4. 欠席委員 1名

委員	2番	松本 誠子
委員		番
委員		番
委員		番

5. 現地調査報告 5名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	17	水梨 敏晴
推進委員	22	竹原 広実
推進委員	23	大村 彰
推進委員	25	工藤 宏靖

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
第4	議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5	議案第6号 農地法の適用外証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	貝守 世光
次長	松澤 俊彰
主幹	平谷 賢一

8. 議事録署名委員

委員	12番	一ノ渡 重義
委員	13番	新田 豊

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
6番中澤委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和3年第2回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
12番一ノ渡委員、12番新田委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案4号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第4号を議案書をもとに朗読】

次長

補足説明いたします。

本案は農業振興整備計画の変更について審議いただくものです。

はじめに番号1は、斗内野月地区にある自宅を新たに建てたが、後に農地部分に建てていたことが分かり、現状を是正するために申請したものです。

隣接地も同じ世帯の所有となっているため、周辺農地への影響も無い場所です。

農地転用の観点から立地基準としては、第1種農地に区分され、原則不許可の農地となりますが、県とも協議をしたところ、農地法施行規則第35条第1項第5号により拡張部分が既存施設の面積の2分の1を越えないものは不許可の例外となるため、許可可能との意見を確認しております。

次に番号2ですが、川守田川代地区にある土地で、親と同居している申請者が、現在の自宅隣接地に新しく住宅を建築するために申請したものです。当初、現在の宅地内に建築しようとしたところ、崖地が近くにあることから許可が下りず、やむを得ず隣接した農地を転用して建築しようとして申請されたものでございます。

県と協議したところ、転用に際しては、現地は第2種農地相当であるが、将来的に親の面倒を見る必要性から現在の自宅から近くであること、周囲に代替えとなり得る農地以外の土地や第3種農地が無いことから、許可は可能との意見をいただいております。

しかし、他の要件を確認していたところ、県営の土地改良事業である、中山間地域農業農村総合整備事業の受益地となっているため第1種農地となり、原則不許可となるものでございます。今後、事業の受益地から除外するための協議に入るとのことですが、現時点では未確定なため、受益地からの除外を条件として許可が可能となる旨の回答になると考えております。

次に番号3ですが、貝守下久保地区にある土地で、太陽光発電パネルを設置したいとのことで申請したものです。

議長

申請された場所は、令和2年第3回総会にて非農地として承認された場所であるため、農地法が適用されない場所となっております。また、隣接地からの同意書もあるため農用地か農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査について、番号1については竹原推進委員から、番号2については水梨推進委員から報告をお願いします。

竹原
推進委員

番号1の現地調査について報告いたします。

2月1日、午前10時40分から、私と大村推進委員および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。

番号1は、斗内野月地区にある土地で、宅地に新たに自宅を建てたところ農地に建てていたことを知り、現状を是正するために申請したとのことです。

申請地は周囲が申請者世帯の土地であり、周囲の農地への影響は無く、問題無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします

水梨
推進委員

番号2の現地調査について報告いたします。

2月1日、午前9時30分から、私と工藤哲子推進委員、工藤宏靖推進委員および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。

番号2は、川守田川代地区にある土地で、子供も大きくなってきており、親との同居では手狭となって来たため、自宅を建てたいと考え申請したとのことです。

申請地は将来親の面倒を看ることや農作業を手伝うことを考え隣接地を選択しており、周囲の土地は申請者の親の土地であるため、周囲の農地への影響は無く、問題無いものと見て参りました。

議長

以上、簡単ではありますが報告いたします

ご苦労さまでした。

それでは、質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

5番神谷委員

2番の土地改良事業の受益地についてはいつ頃解除となる見込みなのか

次長

本案件は農業振興整備計画の変更について意見を求められているもので、受益地の解除という条件付で許可相当の回答をしようとしているものです。受益地の解除についてはこれから、県と土地改良区と農林課で協議をすすめるとのことで、具体的な期間は見えていないようです。農振の変更も受益地が解除にならないと許可にならないので、まずは受益地の解除をして、それから農振の解除を経て、それから農地転用ということで総会に諮ることとなります。農振の解除だけでも1年くらいかかるものなので転用の審議は大分先になるという状況です。

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案について、番号1及び3は許可相当、番号2は条件付で許可相当との意見書を提出することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することとして、町長に意見書を送付いたします。

議長

日程第4 議案5号を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第5号を議案書をもとに朗読】

次長	<p>補足説明いたします。</p> <p>はじめに番号1は、高齢で管理が困難になった所有者が処分を考えて居たところ、隣接地の譲受人が買受に応じたものです。</p> <p>次に、番号2についてですが、親から子へ経営権を譲るのを機に農地の生前一括贈与をするものです。先月田子町にて生前一括贈与の許可を得ているものです。</p> <p>同一世帯であり、以前から農業を営んでいる者への権利移転であり許可基準に問題は無いものです。</p> <p>生前一括贈与による、農業後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税が免除される制度に申請するとのことで、適格証明もすることとなります。</p> <p>次に番号3についてですが、所有者が農地の処分を考えて居たところ、譲受人が買受に応じたものです。</p>
議長	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、大村推進委員から報告をお願いします。</p>
大村 推進委員	<p>現地調査について報告いたします。</p> <p>2月1日、午前10時40分から、私と竹原推進委員および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。</p> <p>はじめに番号1についてですが、申請者が処分を考えて居たところ、隣接地の所有者がそれに応じたものです。</p> <p>次に番号3は、申請者が処分を考えて居たところ、譲受人がそれに応じたものです。</p> <p>番号1及び番号3の申請地は畔が有り境界もはっきりとしているため、問題無いものと見て参りました。</p> <p>以上、簡単ではありますが報告いたします</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第5号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案6号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主幹	<p>【議案第6号を議案書をもとに朗読】</p>
次長	<p>議案第6号について補足説明いたします。</p> <p>本案は、令和2年第3回総会にて承認されました農地法の適用外証明関係事務処理要領に基づく申請です。</p> <p>申請地は、昭和52年頃に自宅を建築し、その時点から土地も宅地として課税されていることが確認出来ております。この土地は農地以外のものとなり20年以上の長年月を経過した土地であり、その間営農に影響のある問題も出ていないことから、農地法の適用外と判断されるものです。</p>

議長 農地法の適用外証明に係る現地調査について、工藤宏靖推進委員から報告をお願いします。

工藤宏靖
推進委員 現地調査について報告いたします。

2月1日、午前10時から、私と工藤哲子推進委員、水梨推進委員および事務局とで、申請者立ち会いの下、現地調査を行いました。

番号1は、昭和52年に自宅を建て生活していたが、地目が畑のままであったことを知り現状を是正し、正しい地目に変更するために申請したとのことです。

申請地は道路、宅地、畑に囲まれているところで、周囲とは木や段差があるため、境界もはっきりとしており、また、周囲の農地への影響も無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします

議長 ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することに決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 これをもちまして、令和3年第2回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

令和3年2月8日(月)

議長 梅田 晃
会長 14 番

Ⓔ

会議録署名者 一ノ渡 重義
委員 12 番

Ⓔ

会議録署名者 新田 豊
委員 13 番

Ⓔ